

事務事業名 福祉タクシー料金助成事業

出力日：令和08年03月16日

キーコード：201

施策：	15	障がい者福祉の充実	財務コード	01030105-17-182
基本事業：	02	地域生活支援の基盤づくり	担当部	健康福祉部
基本事業の成果指標	地域生活支援事業により生活改善されている障がい者等の延べ人数 自立支援医療（精神・更生・育成）による助成を受け、経済的負担が軽減されている障がい者等の人数		担当課	生活福祉課
			担当係	障がい者福祉担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	昭和61年度 ~		新規・継続	継続	会計区分			実施計画	
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）						
筑紫野市に居住する重度の障がい者（児） 身体障害者手帳（1,2級）の交付を受けている者 ・視覚障がい ・肢体不自由（上肢を除く） ・心臓又はじん臓機能障がい ・呼吸器機能障がい ・ぼうこう又は直腸機能障がい ・肝臓機能障がい 療育手帳（A） 精神障害者保健福祉手帳（1級）等			申請者に対し、年間66枚の福祉タクシー利用券を交付し、利用したタクシーの基本料金を助成する。  【委託先】 （社）福岡市タクシー協会、小笠木観光（有）、（合）にこやか、シンセー介護（福祉）タクシー、福祉タクシーやまゆり、福祉タクシー小宮、（株）シバタ介護、（合）NODAオフィス、アイラブ介護（福祉）タクシー、小郡ニュータウンタクシー（有）、（合）かすみ介護サービス、福岡エムケイ（株）、みくに福祉タクシー、福祉タクシーなかやん、はなまる介護タクシー、福祉タクシーもりもと、彩ヶアタクシー、福祉タクシーげんき家、介護タクシーばればれLab  在宅の重度障がい者に対し、福祉タクシー利用券の交付について広報にて制度の周知を行う。						
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）									
重度障がい者の日常生活において、外出の機会を経済的に容易にする。									
4. 成果（簡易評価は未記入）									
成果指標名称		単位	05年度 実績	06年度 実績	07年度 当初	08年度 要求	09年度 計画	10年度 計画	目標
申請者数		人	833	821	1,035	1,035			1,100
利用率		%	30.7	34.5	46	46			50
5. コスト									
事業費		計	千円	7,576	9,866	12,318	12,120		
		国	千円	0	0	0	0		
		県	千円	0	0	0	0		
		地方債	千円	0	0	0	0		
		その他	千円	0	0	0	0		
一般	千円	7,576	9,866	12,318	12,120				
正職員人工数		人工	0.1	0.1	0.1				
正職員人件費		千円	782	802	838				
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	8,358	10,668	13,156	12,120			
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）									
あがっている  どちらかといえばあがっている  あがっていない（停滞・低下）	手帳要件該当者（1,654人）中821人がタクシー券の交付を受けており割合は49.63%である。 使用状況は、交付したタクシー券54,186枚中18,718枚が使用されており、使用割合は34.54%となっている。 令和6年度より交付枚数を48枚から66枚に変更し、1回の利用額が1,000円を超える場合は2枚の利用を可能としたため申請者数は横ばい傾向だが、利用率は増加した。公共交通機関の利用が困難な障がい者にとって、タクシー料金助成制度の存在する意味は大きいと推察される。								
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）									
対象動向	維持	類似事業	なし	タクシー券の交付枚数や額面について、自治体間でばらつきがあり見直しを検討する余地がある。他市ではじん臓機能障がい1級の場合、年間の交付枚数を増やしているところもある。 令和6年度より配布枚数、運用方法を見直したため経過を見る必要がある。					
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし						
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし						
上位貢献度	影響度は中	業務推進課題	なし						
成果向上余地	中程度								
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）			改善方向性		維持	見直し	廃止	事業終了	
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）									
他市を参考としながら対象者の要件等の見直しを検討する。									
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）			備考・特記事項 or 進行管理欄						
昭和61年在宅の心身に重度の障がいがある者に対し、日常生活の利便性と社会活動の範囲の拡大を図るため、タクシー利用料金の一部を助成する制度を開始。平成22年度からは肝臓機能障がい（1.2級）平成29年度からは下肢、体幹、平衡機能3級で他の障がいと重複で1.2級になる者を対象に追加。									